



2026年6月18日

各位

会社名 ウェーブロックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 石原 智憲
(コード番号：7940 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 定塚 忠之
(TEL 03-6830-6000)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026年5月20日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、本日開催の定時株主総会において、第3号議案「株式併合の件」及び第4号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場(以下「スタンダード市場」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2026年7月8日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年7月9日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第3号議案(株式併合の件)

2026年5月20日付プレスリリースに記載のとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、819,100株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
8,445,115株

(注1) 当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、2026年7月10日付で自己株式2,675,413株(2026年3月31日時点で当社が所有する自己株式2,644,288株及び2026年7月10日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託(BBT)の所有分である31,125株の合計)を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、2026年7月10日までに当社が当社の株式給付信託(BBT)の所有する当社株式を無償取得することを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

8,445,125株（注2）

（注2）当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、2026年7月10日付で自己株式2,675,413株（2026年3月31日時点で当社が所有する自己株式2,644,288株及び2026年7月10日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である31,125株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、2026年7月10日までに当社が当社の株式給付信託（BBT）の所有する当社株式を無償取得することを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

40株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の株主は株式会社 ATRA 及び株式会社シティインデックスファースト（以下「残存株主ら」といいます。）のみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を残存株主らのみとするを目的とするものであること、また、当社株式が2026年7月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、株式会社 ATRA に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年7月12日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数（但し、本株式併合の結果、1株未満の端数となる部分に相当する当社株式の数に限ります。）に1,070円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第4号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は40株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は最終的に残存株主らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生

することを条件として、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 7 月 13 日に効力が発生するものいたします。

3. 株式併合の日程

① 定時株主総会開催日	2026 年 6 月 18 日（木曜日）
② 整理銘柄指定日	2026 年 6 月 18 日（木曜日）
③ 当社株式の売買最終日	2026 年 7 月 8 日（水曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026 年 7 月 9 日（木曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026 年 7 月 13 日（月曜日）（予定）

以上